

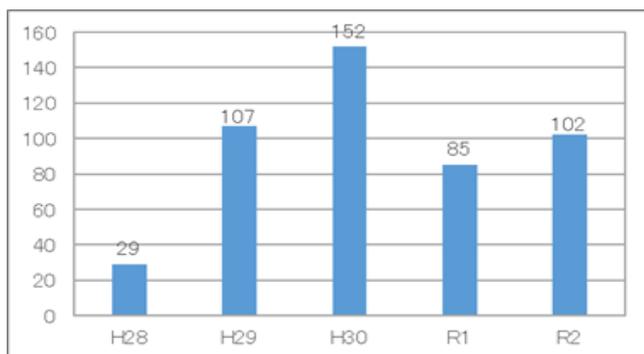
「情報商材」見極めて

副業や投資、ギャンブルでもうけるためのノウハウと称した「情報商材」に関するトラブルが増えています。契約のきっかけはインターネットが中心となっていますが、電話やセミナー参加後に契約される場合もあります。

- ▼AIを使った株価予想システムを23万円で契約した。システムの情報を基に株を購入したが、予想は外れてばかり。相手方に抗議したら、別のシステムをセットで使うといいと言われて、13万円で追加契約したが、予想は外れてばかりだ。(40代・男性)
- ▼ネットで見つけた副業サイトに、WEB会議アプリを通じて稼ぐために必要と説得されて、ノウハウ動画とサポート代金60万円の契約をした。ブログやSNSで悩み事を発信している人を見つけて相談を受け、その人から報酬を受け取る仕事だが、もうかりそうもない(30代・男性)
- ▼SNSで知り合った人に誘われて、起業のためのセミナーに参加した。その後カフェに誘われて、起業のノウハウに関する教材とコンサルティング33万円の契約をした。しかし、コンサルティングや教材は全く価値のない内容だった。(20代・男性)

情報商材は事前に内容を確認できないため、実際は価値のない情報が高額で販売されることがあります。また、最初は安価なものを購入しても、その後に思わぬ勧誘を受けて、さらに高額な教材やサポートを契約してしまうケースが多くあります。

「簡単に稼げる」「誰でもできる」と強調する広告をうのみにせず、第三者に相談するなどして情報の信用性などを見極めて慎重に判断しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
情報商材に関する相談件数

友人や知人からの勧誘であっても、契約の内容やリスクを十分に理解した上で、必要がなければ断りましょう。

お金がないと言って断ると、すぐに元が取れると言われて消費者金融で借金するように勧められますが、そこまでのリスクを背負ってまで契約をしないようにしましょう。契約をしても、クーリングオフや契約取り消しなどができる場合もあります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。